

泉南市立浜保育所の民営化の方向性について

令和 2 年 2 月

泉南市

1. はじめに

本市の公立保育所については、平成 17 年度に策定した「泉南市公立保育所民営化等基本方針」に基づき、平成 22 年 4 月に信達保育所、平成 23 年 4 月に樽井保育所が完全民営化し、平成 23 年度に策定した「泉南市公立保育所民営化等基本計画」に基づき、平成 27 年 4 月に鳴滝第 1 保育所が完全民営化され、同じく平成 27 年 4 月に鳴滝第 2 保育所が認定こども園に移行し、泉南市立幼保連携型のなるにつこ認定こども園となった。

浜保育所については、将来的に民営化する保育所として計画に位置付けているが、保育所敷地が国有地のため民営化は難しく、これまでの民営化と同じように 3 年間の指定管理者制度導入後、指定管理者の運営が良好であれば、民営化するという手法が適用できず、3 年間の指定管理者制度導入後、指定管理者の運営が良好と認められれば、その後 5 年間、指定管理期間を延長するという浜保育所の指定管理者候補事業者募集要項に基づき、現在、社会福祉法人高陽会が指定管理者として運営を行っている。

下記①～③に示した理由により浜保育所民営化について検討し、平成 23 年度に策定した「泉南市公立保育所民営化等基本計画」後の浜保育所民営化の手法等実施の方針を示すこととする。

- ① 平成 23 年度に策定した「泉南市公立保育所民営化等基本計画」において、浜保育所を民営化することの方針が示されている。
- ② 指定管理期間が令和 5 年 3 月 31 日までとなっており、その後の方針が示されていない。
- ③ 現在の保育所用地が国有地であり、民営化が難しい。

2. 指定管理者制度導入から現在までの経過と評価

前述のとおり平成 27 年度に指定管理者制度を導入し、指定管理者候補事業者募集要項の応募条件により、指定期間中、市、保護者、指定管理者で構成する評価委員会を設置し、毎年度評価等を実施、指定期間の 3 年目の年度当初に社会福祉サービスの第三者評価を受審し、その評価が良好と判断された場合、指定期間をさらに 5 年間延長するものとされおり、現在 5 年間延長の 2 年目となっている。

以下に浜保育所における①指定管理者制度導入の経緯、②財政面の効果、③事業面の効果を記載する。

【浜保育所】

- ① 平成 26 年 6 月～指定管理者候補事業者募集要項等の議会への公表、保護者説明会の開催、指定管理候補者の募集、選定委員会による指定管理候補者（社会福祉法人高陽会）の決定
平成 26 年第 3 回定例会で指定管理者の議決
平成 27 年 2 月～3 月末まで引継ぎ保育
平成 27 年 4 月～指定管理者による運営開始
平成 29 年第 4 回定例会で 5 年間の指定管理延長を議決
平成 30 年 4 月～現在に至る

② 財政面の効果として指定管理者制度導入による効果額は、平成 26 年度決算額 193,814 千円と比較して

平成 27 年度・・・56,669 千円

平成 28 年度・・・47,171 千円

平成 29 年度・・・36,652 千円

平成 30 年度・・・52,399 千円 4 年間実績合計 192,891 千円

平成 31 年度・・・48,625 千円 (当初予算) 5 年間見込み 241,516 千円

③ 事業面の効果

- ・家庭支援推進保育所事業
- ・病児保育事業（体調不良児対応型）
- ・一時預かり事業
- ・障害児保育事業

※上記のような事業を実施することで保育内容の充実が図られ、評価委員会においても良好に運営されているという評価実績となっている。

3. 指定管理者制度導入、民営化に伴う効果について

本市においては、平成 31 年 2 月に「第 6 次行財政改革実施計画」を策定し、持続可能で健全な財政構造を確立できるよう取組を進めており、厳しい財政運営状況ではあるが、少子化対策として、子育て支援施策の着実な実施が求められている。

そのような中、信達こども園、たるいこども園、ニチイキッズ泉南保育園の三園のように指定管理者制度導入から完全民営化という本市の公立保育所の民営化手法において、公立保育所の保育内容を継承することによって、保育の質を確保し、民間の柔軟な発想によって保育内容の充実を向上させてきた。

また、指定管理者制度導入施設の効果額として、昨年度までに 4 施設合計 655,396 千円もの効果をあげてきた。今後、浜保育所の民営化に伴い、財政面において、さらに効果が見込めるため（年間約 7,000 万円）、保育施策・施設や子育て支援施策における課題解消に必要な人員や財源を一定程度確保することができる。

なお、市が保育所・認定こども園を建設する場合には、国からの補助制度は適用されず、全額市の負担となる。完全民営化し、運営法人が建設する場合、国の整備等交付金が適用でき、建設費用の補助対象経費のうち 1/2 が国（基準額約 8,000 万円）、1/4 が市（基準額約 4,000 万円）、残りが事業者負担となり、市の負担額は少なくなる。

4. 現浜保育所用地(国有地)による民営化が困難な理由

(1) 浜保育所の所在地（泉南市男里 7 丁目 1314 番、1315 番[3,389.48 ㎡]）は、指定用途を「浜保育所」として昭和 50 年 3 月 31 日から 3 年に一度更新する形で近畿財務局から無償貸付を受けており、「国有地無償貸付契約第 10 条（権利譲渡等の禁止）」に「乙（泉南市）は、貸付物件の使用権を譲渡し若しくは転貸し又は甲（国）の承認を得ないで乙が設置した物件

を使用目的を超えて第三者に使用させてはならない。」と記載されている。

※建物を市が保有したままでの土地の無償貸付は、高陽会への転貸に該当する。

(2) 国有地を高陽会若しくは市が買い取れば、民営化はできるが、現在の土地は、隣接している民地との境界確定未実施、測量未実施、同じく無償貸付を受けている浜公園との土地が混在しており、それぞれの境界確定明示後、測量を実施し、合筆、分筆、浜保育所前の生活道路についての整理等、方針決定後に国が予算化する必要があり、すべてを整理した上で、実際に土地の購入に至るまでに相当の期間がかかる。

(3) 現在の建物は老朽化が進んでおり、建替えが必要。その場合、同じ敷地内に仮設の園舎の建設等費用が必要となるため、費用と工事期間がかかる。

5. 浜保育所民営化に向けた今後の具体的方針

浜保育所の土地は国有地、建物は昭和 51 年に設置されており、老朽化による建物の傾き、水道管（鉄管）の劣化による漏水など、大規模改修による長寿命化が難しいため、別の場所へ移転が必要であり、これまでと同じ手法での民営化は採用できない。

(1) 移転先候補地

①遊休地（泉南市樽井 7-1702-3）約 1,774 m²

②旧鳴滝幼稚園（泉南市鳴滝 3-4-25）約 2,220 m²

③旧雄信幼稚園（泉南市男里 1-50-1）約 2,639 m²

④旧鳴滝第一小学校（泉南市鳴滝 3-4-19）約 7,004 m²

	必要条件	①遊休地	②旧鳴滝幼稚園	③旧雄信幼稚園	④旧鳴滝第一小学校
面積	2,500 m ² 以上	× 1,774 m ²	△ 2,220 m ²	○ 2,639 m ²	○ 7,004 m ²
候補地と保育施設の分布状況	近隣に類似保育施設なし	× 近隣に類似施設あり	× 近隣に類似施設あり	○ 近隣に類似施設なし ※移転前と同じ雄信達区域内	× 近隣に類似施設あり
津波避難対象区分	津波避難対象地域外	○ 津波避難対象地域外	○ 津波避難対象地域外	○ 津波避難対象地域外	○ 津波避難対象地域外

(2) 旧雄信幼稚園跡地を移転先とする理由

以下の状況を勘案し、旧雄信幼稚園跡地を移転先とする。

なお、現在の浜保育所の利用状況は約 130 人であり、同等数の定員、保育の質と量を確保するには、約 2,500 m²程度の土地が必要となる。

- ① 浜保育所は雄信達地区内にあり、移転先は、同じ地域内である。
- ② 浜保育所は、津波による警報が発表された場合に避難対象地域となっているが、移転先は、府道堺阪南線（旧国道 26 号線）より山手側に位置している。
- ③ 市域全体で現認可保育施設の分布を考えた場合の適当な位置である。
- ④ 浜保育所と同じく、府道泉佐野岩出線（63 号線）周辺に位置している。
- ⑤ 旧雄信幼稚園周辺は、市街化調整区域であり、田畑も多く、自然に親しめる。
- ⑥ 昭和 51 年 4 月に雄信幼稚園が開園されてから平成 23 年 3 月まで 34 年間、公立幼稚園として開設されており、同じ場所に子どもが通う施設が設置されることは、地域の理解が得やすい。
- ⑦ 平成 23 年 3 月に雄信幼稚園が閉園になってから現在まで活用されていない。

(3) 民営化の方法

建物については、旧園舎を市が撤去後、他の保育施設と同様の民営化の手法に則り、運営法人が新しい保育施設を建設する。土地については、これまでの民営化の手法である有償貸付、その他の手法を多角的な視点から検討する。

《参考》

泉南市公立保育所民営化等基本計画(平成 23 年 4 月策定) 抜粋

【浜保育所】

浜保育所は将来的には民営化する保育所としますが、現在の保育所敷地が国有地で市に対して無償貸与されており、指定管理期間中は公立保育所として無償貸与が継続されるものの、民営化後の国の対応が不明という状況があります。

一方、これまでの民営化保育所において、完全民営化後に建物は無償譲渡、土地は 5 年間無償貸与の後、有償で貸与するという取り決めがあり、この取り決めとの均衡に配慮する必要があります。

そのため今後、民営化に伴う国有地の取扱いについて、いかなる条件であれば国から貸与を受けたまま、民営化による保育所運営が可能かどうか、または国・市及び運営法人間で転貸が可能かなど、他の民営化保育所との均衡を図るための方策について検討を進め、平成 25 年度内に民営化の手法等に関する方針を出すこととします。

海

